土地・住宅税制の改正

平成31年度税制改正大綱における土地・住宅税制等についての主な改正内容は以下のとおりです。

1. 新しく創設されたもの

(1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例の創設

制度の概要	実務上の留意点
1. 制度の概要	住宅借入金等を有する場合
個人が、住宅の取得等(その対価等の額に含まれる <u>消費税等の税率が 10%である場合に限る。</u>)をして、	のこの特例は、住宅の取得等を
<u>平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 12 月 31 日までの間にその者の居住の用に供した場合</u> について、	して、平成31年10月1日以
住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例が創設されます。	降にその者の居住の用に供し
この特例は、適用年の 11 年目から 13 年目までの各年の住宅借入金等特別税額控除額を所得税額から	<u>た場合</u> について適用されます。
控除することができることとします。	一方、住宅の取得に係る特例
※ 住宅の取得等とは、居住用家屋の新築等若しくは既存住宅の取得又はその者の居住の用に供する家屋の増改	に「住宅取得等資金の贈与を受
築等をいいます。	けた場合の非課税制度」は、平
※ 住宅取得等資金の贈与税の非課税規定は、住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税	成33年12月31日までの間
率が 10%である場合に、住宅用家屋の新築等に係る契約の締結日が、平成 31 年 4 月 1 日~平成 32 年 3 月	に、住宅用家屋の新築等に係る
31日のときに、省エネ等住宅は3,000万円、それ以外の住宅は2,500万円まで贈与税は非課税とされていま	契約の締結があった場合に適
す。	用を受けることができるとさ
	れています。
	(以下、「住宅取得等資金の贈
	与を受けた場合の非課税制度」
	参照。)

2. 特別控除額

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額のうち、いずれか少ない金額を控除することができます。

一般の住宅	認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅	東日本大震災の被災者等に係る再建住宅
住宅借入金等の年末残高(4,000	住宅借入金等の年末残高(5,000 万円	住宅借入金等の年末残高(5,000 万円を
万円を限度)×1%	を限度)×1%	限度)×1.2%
住宅の取得等の対価等(消費税額	住宅の取得等の対価等(消費税額等を除	住宅の取得等の対価等(消費税額等を除
等を除く)の額(4,000万円を限	く) の額 (5,000 万円を限度) ×2%÷	く) の額 (5,000 万円を限度) ×2%÷3
度)×2%÷3	3	

いずれの特例も、住宅を取得する場合に併用して選択されることが多くあるので、適用を受けるための要件の相違点について留意しておかなければなりません。

● 住宅ローン控除制度の改正案

現	住宅取得等にかかる 消費税率	居住開始 年月	区分*1	控除期間	年間控除額の計算方法	最大控除額 (年間)	最大控除額 (合計)
行	8% 又は	2014年	長期優良住宅	10年間	年末ローン残高〔最大5,000万円〕×1%	50万円	500万円
1.3	10%	2021年12月	一般住宅	10年間	年末ローン残高〔最大4,000万円〕×1%	40万円	400万円

	住宅取得等にかかる 消費税率	居住開始 年月	区分*1	控除期間	年間控除額の計算方法	最大控除額 (年間)	最大控除額 (合計)
动	では、	6 10月 ^{住宅} 合は) 2020年 _知	長期優良	最初の10年間 (1~10年目)	● 年末ローン残高(最大5,000万円)×1% (現行と同じ)	50万円	600TIII
正			住宅	3年延長部分 (11~13年目)	② 建物購入価格*3[最大5,000万円]×2%÷3 ① 又は② のいずれか少ない方の金額	約33万円	600万円
杀			最初の10年間 (1~10年目)	● 年末ローン残高(最大4,000万円)×1% (現行と同じ)	40万円	400 T T	
		住宅	3年延長部分 (11~13年目)	② 建物購入価格**3 (最大4,000万円)×2%÷3 ① 又は② のいずれか少ない方の金額	約26万円	480万円	

※1 低炭素住宅の控除額等は、長期優良住宅と同じ ※2 2021年中の居住開始分は、現行と同じ ※3 建物購入価格は、「住宅取得等の対価の額又は費用の額」からその額に含まれる消費税額を控除した金額(補助金又は住宅取得等資金贈与の非課税特別適用額は控除しない・併用住宅は自己居住用部分の床面積割合で計算)

■ 特例のイメージ (金額は長期優良住宅の 最大控除額)



(出典:積水ハウス 2019年度税制改正速報リーフレット)

【参考:住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税制度】

平成 27 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間に、父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等(以下「新築等」といいます。)の対価に充てるための金銭を取得した場合において、受贈者は贈与を受けた年の合計所得金額が 2,000 万円以下であること、その年の 1 月 1 日における年齢が 20 歳以上であることなど一定の要件を満たすときは、次の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります。

受贈者ごとの非課税限度額は、次のイ又は口の表のとおり、新築等をする住宅用の家屋の種類ごとに、受贈者が最初に非課税の特例の適用を受けようとする住宅用の家屋の新築等に係る契約の締結日に応じた金額となります。

イ. 下記ロ以外の場合

住宅用家屋の新築等に係る契約の締結日	省エネ等住宅	左記以外の住宅
~平成 27 年 12 月 31 日	1,500万円	1,000 万円
平成 28 年 1 月 1 日~平成 32 年 3 月 31 日	1,200万円	700 万円
平成 32 年 4 月 1 日~平成 33 年 3 月 31 日	1,000万円	500 万円
平成 33 年 4 月 1 日~平成 33 年 12 月 31 日	800万円	300 万円

口. 住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が 10%である場合

住宅用家屋の新築等に係る契約の締結日	省エネ等住宅	左記以外の住宅
平成31年4月1日~平成32年3月31日	3,000万円	2,500 万円
平成 32 年 4 月 1 日~平成 33 年 3 月 31 日	1,500万円	1,000 万円
平成 33 年 4 月 1 日~平成 33 年 12 月 31 日	1,200万円	700 万円

2. 現行制度の拡充・縮小や適用要件の一部見直しが行われたもの

(1) 空き家に係る譲渡所得の 3,000 万円の特別控除の特例の見直し

現行制度	改正内容	実務上の留意点
相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家	① 適用期限を4年(平成35年12月	既に相続が開始
屋の敷地等を、平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間	31 日まで)延長することとしました。	している場合で
に売って、一定の要件(相続の開始があった日から3年を経過する日の属	② 相続開始の直前において被相続人の	も、譲渡する時期
する年の 12 月 31 日までに譲渡すること、など)に当てはまるときは、	居住の用に供されていた家屋の範囲に、一	においては、この
譲渡所得の金額から最高 3,000 万円まで控除することができます。	定の要件を満たす場合に限り、老人ホーム	特例の適用を受け
(注1)被相続人居住用家屋とは、相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供	等に入所したことにより被相続人の居住	ることができるケ
されていた家屋で、次の3つの要件すべてに当てはまるもの(主として被相続人の居住	の用に供されなくなった家屋及びその家	ースがあることに
の用に供されていた一の建築物に限ります。)をいいます。	屋の敷地の用に供されていた土地等を含	留意しておかなけ
① 昭和56年5月31日以前に建築されたこと。	むものとしました。	ればなりません。
② 区分所有建物登記がされている建物でないこと。	なお、上記②の改正は、 <u>平成31年4月</u>	(以下、「死亡年月
③ 相続の開始の直前において被相続人以外に居住をしていた人がいなかったこと。	1 日以後に行う被相続人居住用家屋又は	日による 3,000
(注2)被相続人居住用家屋の敷地等とは、 <u>相続の開始の直前において被相続人居住用</u>	被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡につ	万円特別控除適用
<u>家屋の敷地の用に供されていた土地</u> 又はその土地の上に存する権利をいいます。	<u>いて適用する</u> こととされています。	の可否」参照)
この特例は、相続財産を譲渡した場合の取得費の特例(相続開始のあった		
日の翌日から相続税の申告期限の翌日以後 3 年を経過する日までに譲渡す		
ることなどの要件が定められています。)や、収用等の場合の特別控除など		
他の特例の適用を受けていないことが要件の一つです。		

※ 死亡年月日による 3,000 万円特別控除適用の可否

死亡年日日	相続税の	3,000 万円特別控除の	相続税額の取得費加算の	3,000 万円特別控除の
死亡年月日 	申告期限	特例適用期限	特例適用期限	適否判定
平成27年2月1日	平成 27年 12 月 1 日	平成30年12月31日	平成 30 年 12 月 31 日	適用不可
平成27年8月7日	平成28年6月7日	平成30年12月31日	平成 31 年 12 月 31 日	適用不可
亚成 20 年 1 日 0 日	平成 28 年 11 月 9 日	平成31年12月31日	平成 31 年 12 月 31 日	平成31年4月1日以後に
平成 28 年 1 月 9 日 	平成 20 年 1 月 9 日	平成31年12月31日	平成31年12月31日	譲渡した場合には適用可

^{※ 3,000} 万円特別控除の特例適用期限(相続の開始があった日から3年を経過する日の属する年の12月31日)と、相続税額の取得費加算の特例適用期限(相続開始のあった日の翌日から相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日)は、判定が異なることに注意が必要です。3,000 万円特別控除の適用を受ける場合には、平成28年1月2日以後に死亡した場合に適用を受けることができる可能性があります。

(2) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の見直し

現行制度	改正内容	実務上の留意点
優良住宅地の造成等を目的とした土地譲渡による長期譲渡所得の	特例の適用対象に、所有者不明土地の利用の円	適用開始日に注
場合、譲渡所得 2,000 万円以下に対しては所得税 10%、住民税	滑化等に関する特別措置法に規定する地域福利	意が必要です。
4%、2,000 万円を超える部分の譲渡所得には所得税 15%、住民	増進事業(特定所有者不明土地の土地使用権の取	
税 5%の軽減税率の適用が受けられます。	得についての都道府県知事による裁定がされた	
軽減税率の適用には、以下の譲渡条件があります。	当該裁定に係る申請書に記載されたものに限	
① 第1種市街地再開発事業に向けた土地の譲渡	る。)を実施する者に対する当該申請書に記載さ	
② マンション建替え円滑化法に準拠した事業を目的とする譲渡	れた事業区域内にある次に掲げる土地等の譲渡	
③ 優良建築物建築事業を目的とした譲渡(建築面積 150 ㎡以上、	(当該裁定後に行われるものに限る。)で、当該譲	
施工面積 500 ㎡以上、空地率など)	渡に係る土地等が当該地域福利増進事業の用に	
④ 住宅地造成事業(開発許可を必要とするもの)を目的とする譲	供されるものを加えることとしました。	
渡(3 大都市圏の一定の市街化区域内では 500 ㎡以上、そのほか	① 確知所有者等が有する特定所有者不明土地	
は 1,000 ㎡以上)	又はその上に存する権利	
⑤ 住宅地造成事業(開発許可を必要としないもの)を目的とする	② 権利取得計画に記載がされた土地等(一定の	
譲渡(3 大都市圏の一定の区域の市街化区域内では 500 ㎡以上、	地域福利増進事業である場合におけるものを除	
そのほかは 1,000 ㎡以上の開発のうち、優良宅地の供給に寄与す	<。)	
るとして都道府県知事から認定を受けたもの)	この改正は、 <u>平成 31 年6月1日以後の譲渡</u> に	
⑥ 優良住宅等建設事業に向けた譲渡(25 戸以上の住宅開発、15	ついて適用することとしています。	
戸以上もしくは床面積 1,000 ㎡以上の中高層耐火共同住宅で、優		
良認定を受けていること)		
以上のほか、国、地方公共団体に向けての譲渡など		

(3) 収用交換等の場合の譲渡所得の 5,000 万円特別控除の見直し

現行制度	改正内容	実務上の留意点
土地収用法やその他の法律で収用権が認められている公共事業の	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特	適用開始日に注
ために土地建物を売った場合には、収用などの課税の特例が受けら	別措置法に規定する土地収用法の特例の規定に	意が必要です。
れます。この課税の特例は次の2つがあります。	よる収用があった場合には、収用交換等の場合の	
① 対価補償金等で他の土地建物に買い換えたときは譲渡がなかっ	譲渡所得の 5,000 万円特別控除等を適用する	
たものとする特例	(法人税についても同様とします。) こととしま	
② 譲渡所得から最高 5,000 万円までの特別控除を差し引く特例	した。	
	この改正は、 <u>平成 31 年6月1日以後の譲渡</u> に	
	ついて適用されます。	

(4) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の 2,000 万円特別控除の見直し

現行制度	改正内容	実務上の留意点
個人の有する土地等(土地及び土地の上に存する権利をいます。)	適用対象に、重要文化財、史跡、名勝又は天然	適用開始時期に
が、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物や国立公園及び国定公園	記念物として指定された土地が文化財保護法に	ついて税制改正大
の特別地域又は自然環境保全地域の特別地区として指定された土地	規定する文化財保存活用支援団体(一定のものに	綱には記載されて
を地方公共団体等に譲渡した場合などに該当することになったとき	限る。)に買い取られる場合を加えることとしま	ないため、4月1
には、①課税長期譲渡所得金額又は②課税短期譲渡所得金額の計算	した。	日以後の譲渡から
上、これらを通じて 2,000 万円の特別控除額が控除されます。	また、適用対象に、農用地利用規程の特例に係	適用されると思わ
	る事項が定められた農用地利用規程に基づいて	れます。
	行われる農用地利用改善事業の実施区域内にあ	
	る農用地が、当該農用地の所有者の申出に基づき	
	農地中間管理機構(一定のものに限る。)に買い取	
	られる場合を加えることとしました。	

(5) 国等に対して重要文化財を譲渡した場合の譲渡所得の非課税措置の見直し

現行制度	改正内容	実務上の留意点
文化財保護法により指定されている重要文化財(土地を除きま	適用対象に、重要文化財を文化財保護法に規定	適用開始時期に
す。)を国、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人国立美術館、	する文化財保存活用支援団体(一定のものに限	ついて税制改正大
独立行政法人国立科学博物館、地方公共団体又は一定の地方独立行	る。)に譲渡した場合を加えることとしました。	綱には記載されて
政法人に譲渡した場合の譲渡所得については、課税されません。		ないため、4月1
		日以後の譲渡から
		適用されると思わ
		れます。

(6) 不動産取得税の見直し

(り)个割産取侍祝の見直し			
現行制度		改正内容	実務上の留意点
宅地建物取引業者が既存住宅を取得し、住宅	空性能の一定の向上を図	宅地建物取引業者が取得した既存住宅及び当	この適用を受け
るための改修工事を行った後、住宅を個人の自	ョ 己居住用住宅として譲	該既存住宅の用に供する土地について、一定の	るためには、宅地
渡する場合、宅地建物取引業者による当該住宅	己の取得に課される不動	増改築等を行った上、取得の日から2年以内に	建物取引業者が個
産取得税が減額されます。(適用期限:平成31年3月31日)		耐震基準適合要件を満たすもの等として個人に	人に譲渡する住宅
築年月日	控除額	販売し、自己の居住の用に供された場合に係る	の床面積が 50 ㎡
平成9年4月1日 ~	1,200 万円	不動産取得税の減額措置について、対象工事に	以上 240 ㎡以下
平成元年4月1日 ~平成9年3月31日	1,000 万円	居室の窓の断熱改修工事又はこれと併せて行う	の住宅であること
昭和 60 年7月1日~平成元年3月31日	450 万円	天井、壁若しくは床の断熱改修工事で、改修後の	など一定の要件を
昭和 56 年7月1日~昭和 60 年6月 30 日	420 万円	住宅全体の省エネ性能が断熱等性能等級4又は	満たす必要があり
昭和51年1月1日~昭和56年6月30日	350 万円	一次エネルギー消費量等級4以上及び断熱等性	ます。
昭和 48 年 1 月 1 日~昭和 50 年 12 月 31 日	230 万円	能等級3となるものを加えた上、その適用期限	
昭和39年1月1日~昭和47年12月31日	150 万円	を2年(平成33年3月31日まで)延長する	
昭和29年1月1日~昭和38年12月31日	100 万円	こととしました。	
さらに、一定の場合(対象住宅が「安心Rd	 È宅」である場合又は既		
存住宅売買瑕疵担保責任保険に加入する場合)、宅地建物取引業者に		
よる当該住宅の敷地の用に供する土地の取得に課される不動産取得			
税が以下のように減額されます。			
【軽減額】 次の①又は②のいずれか高い金額を税額から減額する			
①45,000円			
②土地1 ㎡あたり評価額×1/2×住宅の床面積	漬の2倍(上限200㎡)		
×3%			

3. 現行制度の適用要件等を変更せず、適用期限のみを延長したもの

(1) 登録免許税についての適用期限の延長

		現行制度			改正内容	実務上の留意点
土地の所有権の移	転登記に係	系る登録免許税	说は以下のように定められていま	=	土地の売買による所有権の移転	毎回、適用期限が延
す。				, -	登記等に対する登録免許税の税率	長されています。
内 容	課税標準	税率	軽減税率	(の軽減措置の適用期限を2年(平	なお、相続により土
± ==	不動産の	1,000 分の	平成 31 年 3 月 31 日までの間に	J	成 33 年3月 31 日まで)延長す	地の所有権を取得し
一一売買	価額	20	登記を受ける場合 1,000 分の 15	1	ることとしました。	た個人が、その相続に
相続、法人の合併又は	不動産の	1,000 分の				よるその土地の所有
共有物の分割	価額	4	_			権の移転登記を受け
その他	て 動立の	4,000,77				る前に死亡した場合
(贈与・交換・収用・競	不動産の	1,000 分の	_			には、平成30年4月
売等)	価額	20				1日から平成33年3
		I				月 31 日までの間に、
						その死亡した個人を
						その土地の所有権の
						登記名義人とするた
						めに受ける登記につ
						いては、登録免許税は
						課されません。

(2) 新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税及び不動産取得税の減額措置の適用期限の延長

現行制度	改正内容	実務上の留意点
新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅のうち、次の要件を満たすものにつ	固定資産税の減額措置の適用期	高齢化が進む中、
いては、固定資産税及び不動産取得税が軽減されます。	限を2年(平成33年3月31日ま	サービス付き高齢
1. 固定資産税の軽減措置(平成31年3月31日までの新築等)	で)延長することとしました。	者向け賃貸住宅に
1 戸当たり 120 ㎡を限度に最初の 5 年間の固定資産税額を、1/2 以上 5/6	また、不動産取得税の課税標準の	係る固定資産税及
以下の範囲で市町村が条例で定める割合で減額することとされています。	特例措置及び当該住宅の用に供す	び不動産取得税の
●主な適用要件	る土地に係る不動産取得税の減額	軽減・特例措置が適
・国または地方公共団体から建設費の補助を受けていること	措置の適用期限を2年(平成33年	用要件を見直すこ
・1 戸当たりの床面積が 30 ㎡以上 210 ㎡以下であること (共用面積を含	3月31日まで) 延長することとし	となく2年延長さ
めて判定)	ました。	れることになりま
・建築基準法による主要構造部が耐火構造もしくは準耐火構造の建築物で		した。
あること		
・戸数が 10 戸以上であること		
2. 不動産取得税の軽減・特例措置(平成31年3月31日までの新築等)		
(1) 住宅に係る軽減額		
1 戸当たり 1,200 万円を課税標準から控除されます。		
(2) 住宅用土地に係る軽減額		
次のいずれか多い方の金額を税額から控除されます。		
① 4万5,000円(=150万円×3%)		
② 土地 1 mの評価額×1/2×住宅の床面積の2倍(200 mが限度)×3%		

主な適用要件については、取得の日前に一定の要件を満たす新築のサービス	
付き高齢者向け賃貸住宅の登録を受けたことを証する書類を添付して都道府県	
に申告がされた場合など、その他の要件については、固定資産税の適用要件と同	I
じです。	I